

佐賀県立地域生活リハビリセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第33号

佐賀県立地域生活リハビリセンター条例の一部を改正する条例

佐賀県立地域生活リハビリセンター条例（平成22年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>身体障害者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する自立訓練を実施し、本県における身体障害者の福祉の増進を図るため、佐賀県立地域生活リハビリセンター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する自立訓練を<u>実施するため、佐賀県立地域生活リハビリセンター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p> <p>(自立訓練の対象者)</p> <p>第1条の2 <u>センターにおいて実施する自立訓練の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>法第4条第1項に規定する身体障害者</u></p> <p>(2) <u>法第4条第1項に規定する精神障害者のうち規則で定めるもの</u></p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。